

目黒区立下目黒小学校

P T A 規約

令和6年6月1日改定

『目黒区立下目黒小学校 P T A 規約』

(令和6年6月1日改定)

第1章 名 称

第1条 本会は目黒区立下目黒小学校 P T A と称し事務所を同校内に置く。

第2章 組 織

第2条 本会は下目黒小学校児童の保護者またはこれに代わる人(以下保護者という) および教職員(以下教員という)をもって組織する。

第3章 目 的

第3条 本会は会員相互の和親協力により民主社会の一員としての資質を向上し、民主教育に対する理解を深め、学校、社会教育の健全な発展に寄与して児童の福祉を増進することを目的とする社会教育関係団体である。

第4章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会及び本会の役員はその名において、本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に関係せず、また、これらの候補者を推薦しない。

第5条 本会は自主独立のもので、他の如何なる団体の支配統制干渉をも受けない。

第6条 本会は学校の問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。

第7条 本会は国および地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために協力する。

第5章 事 業

第8条 本会は第3章の目的を達成するため第4章の方針に従って次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を計り教養を高めるための活動
2. 学校、家庭、社会の教育的環境の整備
3. その他本会の目的を達成するための適切な活動

第6章 会 員

第9条 本会の入会資格は、児童が下目黒小学校に入学または転入学した時その保護者に、または教員が下目黒小学校に就任した時に、それぞれ生じ、児童の卒業、転退学、または教員の転退任によりそれぞれを失う。

第10条 第9条の入会資格に基づき、入会資格を有する者は、本会へ自由意志で入会できる。本会の入会については別に定める入会届の提出をもって取り扱う。第9条に伴う入会資格の喪失の場合においては特段の手続きを要することなく自動退会扱いとする。また、入会資格を有する者の退会についても自由意志で行うことができる。この場合の退会の手続きについては別に定める退会届の提出をもって取り扱う。

第11条 会員は平等の権利を有し義務を負う。

第7章 会 計

第12条 本会の経理は、会費、その他の収入によってこれをまかなう。

第13条 会費は家庭単位に負担し、1家庭あたり年3,000円(保険料を含む)とす

る。ただし第10条に従い年度途中で退会となる場合、希望により在学中に申し出があった場合のみ、申し出があった月を起算月として月割りで返金する。また同じく第10条に従い転入学により年度途中での入会となった場合、入会届の提出のあった月を起算月として月割りで徴収する。

第14条 会費の徴収については、会長が校長に委任する。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2～5名 (保護者側1～4名 教員側1名)
3. 書記 1～2名 (保護者側2名)
4. 会計 2～3名 (保護者側1～2名 教員側1名)
5. IT担当 2～3名 (保護者側1～2名 教員側1名)

第17条 役員任期は原則2年とする。

ただし必要ある時は再任を妨げない。兼任を認める。

任期中に転出した場合等、やむを得ない理由の際は1年での退任を認める。

第18条 会長は本会を代表し会務を総覧し、次の会務を行う。

1. 総会および実行委員会の招集
2. 実行委員会の承認を経て各部長、特別委員会の委員の任命

第19条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。

第20条 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の事務をつかさどる。

第21条 会計は会計事務をつかさどり総会に会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

第22条 IT担当は情報共有や発信等にかかるIT活用に関する事務をつかさどる。

第23条 1. 校長は特別顧問として本会のあらゆる会議に出席し、意見を述べることができる。

2. 教員は各部に所属し、うち1名は副部長となる。

第24条 本会に顧問および参与をおくことができる。

顧問および参与は実行委員会の承認を得て会長が推薦する。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は会長の相談に応ずる。

第9章 委員

第25条 本会に次の委員を置く。

会計監査委員 1～2名

ただし必要あるときは会長が認めた委員を置く。

第26条 前条の委員の任期は2年とする。

第10章 役員および委員選出

第27条 役員および委員の選出規定は、総会の承認を経て別に設ける。

第11章 会議

第28条 本会の会議は総会、実行委員会、役員会とし、別に会計監査委員会、特別委員会を置く。

第29条 定期総会は年度初めに対面または非対面で開催する。ただし実行委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき臨

時総会を開く。

第30条 総会においては次のことを行う。

1. 会員に対する会務報告
2. 規約等の制定及び改定
3. 決算の承認
4. 予算案の審議決定
5. 活動計画案の審議決定
6. その他緊急事項に関する審議及び承認

第31条 総会は開会5日前に、提出する議案をつけて会員に通知する。

第32条(a) 対面による総会に出席しない場合は委任状を認める。委任状がない場合は採決を会長に委任したとみなす。決議は会員の3分の2以上の同意を必要とする。また委任状を認める。

第32条(b) 対面による総会を行わず、会員からの同意を郵送またはオンラインで行う場合(非対面)も決議は会員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし期限までに回答のない会員は採決を会長に委任したとみなす。

第33条 実行委員会は本会の役員、各学年部長、広報部部長、校外・地域安全部部长、推薦部部长により構成される。

ただし会長が必要と認めた者を加えることができる。

第34条 実行委員会のもとに次の各部を置く。

○学年部 (各学級内活動の連絡・推進、学年活動の連絡・調整、等)

○広報部 (会員に対する広報活動、等)

○校外・地域安全部 (児童の校外安全および地域活動への協力に関する活動、等)

第35条 実行委員会は次のことを行う。

1. 各部部長、校外安全部ブロック長の承認
2. 各部から提出された議案の審議
3. 総会提出議案の作成
4. 必要に応じての小委員会の設置
5. その他運営に関する問題の審議決定

第36条 実行委員会は年度初めに開催日を決める。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

会議は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

第37条 役員会は会長、副会長、書記、会計、IT担当によって構成する。ただし会長が必要と認めた者を加えることができる。役員会は本会の運営に関し計画の立案、諸案件の処理を行い実行委員会に提出するとともに、文書の発出等において「運営部」の呼称を用いる。

第38条 会計監査委員会は会計監査委員によって構成し、会計を監査して年度初めの総会に報告する。

第39条 特別委員会は運営の必要に応じて構成する。

第12章 個人情報の取り扱い

第40条 本会の活動の実施のために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適切に運用する。

第13章 付 則

1. 本規約の決定及び改定は総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。

2. 本改定は令和6年6月1日より適用する。

『目黒区立下目黒小学校PTA 役員および委員選出規定』

(令和6年6月1日改定)

- 第1条 目黒区立下目黒小学校PTA規約第27条による役員および委員の選出は、本規定による。
- 第2条 役員および会計監査委員は、推薦部の推薦により年度末において会員の過半数の承認書提出によって承認される。ただし、年度の途中において欠員を生じた場合は、役員会において候補者を選考し、実行委員会に推薦の上その承認を得て補充することができる。
- 第3条 役員および会計監査委員候補者名は全会員に公示する。
- 第4条 役員および会計監査委員候補者は役員候補者推薦部により選考決定される。
- 第5条 推薦する候補者は必ず本人の承諾を必要とする。
- 第6条 選出される役員および会計監査委員は次の通りとする。
- | | | |
|---------|------|-----------|
| 会 長 | 1名 | |
| 副 会 長 | 2～5名 | (内1名は副校長) |
| 書 記 | 1～2名 | |
| 会 計 | 2～3名 | (内1名は教員) |
| I T 担 当 | 2～3名 | (内1名は教員) |
| 会計監査委員 | 1～2名 | |
- 第7条 特別委員は必要が生じた都度、会長が実行委員会の承認を得て任命する。任期はその都度定める。
- 第8条 各学級において学年部1名、広報部1名を選出する。ただし、候補者がいない学級は無理に人選せずその学級は部員なしとする。また各学級で複数人の部員の選出も認める。
- 第9条 前条の委員選出にあたっては希望者を優先するとともに、運営部が保護者会での確認その他適切な手段により本人の意思確認を行うものとする。
- 第10条 各学年部長は同学年の各学級代表の互選により選出する。
- 第11条 各部の部長および副部長は各学級から選ばれた委員の互選により選出する。
- 第12条 各地区のブロック長および班長は同地区内会員の互選により選出する。
- 第13条 校外・地域安全全部部長および副部長は各班長の互選により選出する。

付 則

1. 本規定を改定するには総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 本改定は令和6年6月1日より適用する。

『目黒区立下目黒小学校PTA 入退会届に関する規定』

(令和6年6月1日制定)

(目的)

第1条 目黒区立下目黒小学校PTA規約第10条に定める入会届及び退会届は、本規定による。

(様式)

第2条 入会届は別紙1、退会届は別紙2の様式による。

付 則

1. 本規定を改定するには総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 本規定は令和6年6月1日より施行する。

下目黒小学校PTA 入会届

本会の趣旨に賛同し、入会します

○主にPTA活動をされる保護者の氏名
(何名で活動していただいても結構です。連絡窓口となる方のお名前を記入ください)

お名前 _____ 連絡先 _____

メールアドレス _____

○児童の学年・クラス・氏名

年 _____ 組 _____ 氏名 _____

年 _____ 組 _____ 氏名 _____

- * 頂いた情報はPTA内のみで使用し、PTA活動以外の用途では使用しません。
- * 一年生保護者の方で二年生以上の学年にごきょうだいがご在学されていて既に会員となられている保護者におかれましても、情報確認の観点から新一年生御入学時に本入会届を提出いただけますようお願いいたします。
- * 今回ご提出いただいた情報に従いまして、PTA会費分(1家族3,000円/年)を学校にご提出いただいた「口座引き落とし申込書」に記載の口座から年1回引き落としをさせていただきます。年度途中の入会につきましては、PTA規約第13条の規定に基づき月割りで徴収させていただきます。

下目黒小学校 P T A 退会届

本会を退会します

○会員（保護者）の氏名

お名前 _____ 連絡先 _____

メールアドレス _____

○児童の学年・クラス・氏名

年 _____ 組 _____ 氏名 _____

年 _____ 組 _____ 氏名 _____

- * 頂いた情報はPTA内のみで使用し、PTA活動以外の用途では使用しません。また退会手続き後は速やかに削除いたします。
- * 今回ご提出いただいた情報に従いまして、当該年度分の会費が徴収済みの場合におきましては、P T A規約第13条の規定に基づき月割りで返金いたします。

『目黒区立下目黒小学校PTA 個人情報取扱方法』

(令和6年6月1日制定)

(目的)

第1条 目黒区立下目黒小学校PTA規約第40条に定める「個人情報取扱方法」は、本規定による。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、情報取得の際のお知らせや総会資料などの適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関するお知らせ等の送付
- (3) 本会役員及び監査委員、各部委員、会員名簿等の作成
- (4) 本会役員・各部委員の選出および推薦活動
- (5) 広報誌への掲載

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長または運営部あてに書面もしくはインターネット上の手段などにより提出された次の事項とする。

- (1) 氏名(児童の氏名、クラス等を含む)
- (2) 電話番号及びメールアドレス
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定に関わらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した事項であっても、その後の事情により個別または全ての事項について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、既に配布しているものについては、後日削除の連絡を行うことでこれに替えることができる。

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員(運営部)が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルや格納フォルダにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場

合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第10条 個人情報第三者(前条第1号から第4号の場合並びに都または区を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名及び住所
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 提供の目的
- (6) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合並びに都または区を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名及び住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 提供の目的
- (6) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除が求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることが把握した場合には、直ちに本会役員(運営部)に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

1. 本規定を改定するには総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 本規定は令和6年6月1日より適用する。

下目黒小学校 P T A 組織図

